



JASDAQ

平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 小倉クラッチ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小倉 康宏  
(コード番号：6408)  
問合せ先 取締役常務執行役員 河内 正美  
(TEL. 0277-54-7101)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月28日開催予定の当社第89回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一するため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および後記「3. 定款一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件とし、本年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を考慮しつつ、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準に調整することを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

##### (2) 株式併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の割合

本年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

###### ③併合後の発行可能株式総数

600万株

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）	15,533,232株
株式併合により減少する株式数	13,979,909株
株式併合後の発行済株式総数	1,553,323株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

⑤併合により減少する株主数

株式併合を行った場合、10株未満の株式のみを所有されている株主様94名（その所有株式の合計は176株）が株主としての地位を失うこととなります。

2018年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	94名（6.7%）	176株（0.0%）
10株以上	1,313名（93.3%）	15,533,056株（100.0%）
合計	1,407名（100.0%）	15,533,232株（100.0%）

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

（3）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

（4）株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件とし、本年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

3. 定款一部変更

（1）変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および上記「2. 株式併合」に記載のとおり、単元株式数および発行可能株式総数を変更するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000</u>株とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000,000</u>株とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条および第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を発生するものとし、本附則は、同日をもってこれを削除する。</u></p>

### (3) 変更の条件

本株主総会において、本定款一部変更が承認可決されることを条件といたします。但し、第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とし、本年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の主要日程

2018年5月10日	取締役会決議日
2018年6月28日（予定）	第89回定時株主総会決議日
2018年10月1日（予定）	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日
2018年12月上旬（予定）	端数株処分代金のお支払い開始

（注）上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は本年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、本年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以上

#### 添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

## (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

### Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを予定しております。

また、株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合することを予定しております。

### Q2. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一するため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

また、中長期的な株価変動等を考慮しつつ、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準に調整することを目的として、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

### Q3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株式併合後の株主様のご所有株式数は、本年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。それぞれ具体的には次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	1,234 株	1 個	123 株	1 個	0.4 株
例③	123 株	なし	12 株	なし	0.3 株
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合（上記の例②・③・④のような場合）は全ての端数株式を当社が一括して処分します。端数株式が生じた株主様に対しては、端数の割合に応じて、その代金をお支払させていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株以下の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主たる地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくは口座を開設されている証券会社にお問い合わせ下さい。

### Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に、1 株当たりの純資産額は 10 倍となります。

したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の 10 倍になります。

### Q5. 端数株式を生じないようにする方法はありますか？

本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続き等は、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

#### Q6. 今後のスケジュールはどうなりますか？

今後の具体的なスケジュールは以下を予定しております。

2018年5月10日	取締役会決議日
2018年6月28日(予定)	第89回定時株主総会決議日
2018年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日
2018年12月上旬(予定)	端数株処分代金のお支払い開始

#### Q7. 株主は何か手続をしなければなりませんか？

株主様にお願いする特段のお手続はございません。

#### **【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合についてご不明な点は、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話番号：0120-288-324 (フリーダイヤル)
	受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

以上